

## 周辺井戸水調査の結果について

平成 31 年 3 月 4 日に公表しました桜井興産株式会社本社南工場（南区鶴見通 3 丁目 3 番）の地下水汚染について、周辺井戸水調査を実施した結果、新たに 1 地点で地下水の環境基準を超えましたのでお知らせします。

### 記

- 1 調査日 平成31年3月13日
- 2 調査対象 汚染が発見された地点の周辺井戸 3地点
- 3 調査項目 汚染物質 2項目
- 4 調査結果 周辺井戸1地点でクロロエチレンが環境基準を超過しました。

単位：mg/L

所在地		① 南区 白水町	② 南区 鳴浜町	③ 南区 要町	地下水の 環境基準
桜井興産株式会社本社 南工場からの距離		西 650m	南 100m	東 700m	
用途		一般飲用	生活用水	工業用水	
ストレーナーの位置		147-154m 他	不明	90-115m	
調査項目	クロロエチレン	<0.0002	0.0009	<b>0.0044</b> <b>(2.2)</b>	0.002 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.004	0.04 以下

注1 太字は環境基準を超過していることを示しています。

注2 ( ) 内は、環境基準に対する倍率です。

注3 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンを含みます。

## 5 本市の対応

環境基準を超えた井戸は工業用水として利用されていますが、念のため井戸水を飲用しないように指導しました。また、今後も定期的な監視を行います。

今回の調査において、新たな地点で基準を超過したことから、引き続き調査範囲を広げて周辺井戸水調査を行います。

<参 考>

1 今回の調査で地下水の環境基準を超過した物質の毒性について

・クロロエチレン

毒性： 労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、塩化ビニルモノマー（クロロエチレンの別名）が肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。国際がん研究機関（IARC）はグループ 1（人に対して発がん性があるもの）に分類しています。

出典「2012年版 化学物質ファクトシート」  
下線部は名古屋市において挿入しました。

2 桜井興産株式会社本社南工場において過去に公表した地下水汚染

（平成 31 年 3 月 4 日公表分）

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準/調査超数/数
地下水調査	クロエチレン	0.0028～0.26 mg/L	1.4～130 倍	0.002 mg/L 以下	27/47
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.044～1.4 mg/L	1.1～35 倍	0.04 mg/L 以下	21/47